

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号				
不利益処分の種類	法令等の違反に対する措置命令	根拠条項	第56条第2項				
処 分 基 準	<p>措置命令は、社会福祉法第56条第2項の規定により、社会福祉法人が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令に違反していること。 2 法令に基づいてする行政庁の処分に違反していること。 3 定款に違反していること。 4 その運営が著しく適正を欠いていること。 <p>以上の場合に命令することができる。</p> <p>法令等に違反しているか否か、若しくは著しく適正を欠いているか否かについては、平成12年12月1日付け社援第2618号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け社援企第35号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成13年7月23日付け社援発第1274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を指針として判断する。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処 理 機 関	長寿社会課	交 付 機 関	長寿社会課	目次 NO	1 4